

## 第2節

# 結婚・出産の希望が実現できる環境の整備

### 1

## 経済的基盤の安定

### (若者の雇用の安定)

#### 非正規雇用対策の推進

非正規雇用労働者の数は近年増加傾向にあり、2017（平成29）年において、非正規雇用の労働者数は2,036万人、役員を除く雇用に占める割合は3分の1を超える状況である。非正規雇用の労働者は、正規雇用の労働者と比較して、〈1〉雇用が不安定、〈2〉賃金が低い、〈3〉能力開発機会が乏しい、といった課題がある。

雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、正社員を希望する人の正社員転換や非正規雇用を選択する人の処遇改善を推進することが重要である。このため、厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」において「正社員転換・待遇改善実現プラン」を2016（平成28）年1月に策定した。各都道府県労働局にも本部を設置し、同年3月までにそれぞれの「地域プラン」を策定した。これらのプランに基づき、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を強力に推進している。

また、正社員転換を進めるとともに、正規・非正規にかかわらず労働者が安心して生活ができる環境整備を推進することとしている。さらに、派遣労働者、有期契約労働者、パートタイム労働者といった非正規雇用の態様ごとに、以下のとおり必要な施策を講じている。

派遣労働者については、2015（平成27）年9月に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）の内容を解説したパンフレットを作成し、都道府県労働局で配布すると

ともに、説明会等を開催するなど周知を行っている。

有期契約労働者については、2013（平成25）年4月に全面施行された「労働契約法の一部を改正する法律」（平成24年法律第56号）に基づく「無期転換ルール」（有期労働契約が、通算5年を超えて更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み）について、その円滑な導入が図られるよう、2017年9月、10月に「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施したほか、先行導入した企業の好事例、支援策等をまとめたポータルサイトの運営、無期転換ルールの導入手順等をまとめたハンドブックの配布、全国47都道府県でのセミナー開催など、あらゆる機会を活用して無期転換ルールの周知・啓発及び導入支援を行った。

パートタイム労働者については、多様な就業実態に応じた正社員との均等・均衡待遇の確保や、正社員への転換の推進等を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）に基づき、事業主への行政指導や専門家による相談・援助等を実施している。

また、2016年9月に「働き方改革実現会議」が開催され、同年12月に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇差がどのような場合に不合理とされるかを事例等で示す「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示された。さらに、2017年3月に策定された「働き方改革実行計画」では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指し、その根拠を整備する法改正を行うこととしている。同計画に基づき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、同年9月に労働

政策審議会に諮問し、答申を得た。これを受け、パートタイム労働法、労働契約法、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）の改正等を内容とする法律案を2018（平成30）年4月に国会に提出している。

## （高齢世代から若者世代への経済的支援の促進）

### 結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2015（平成27）年4月から実施されている（適用期限は2019（平成31）年3月31日まで）。本制度では、2016（平成28）年度税制改正において、非課税の対象となる一部の費目につき、対象範囲の明確化を行った。

また、金融資産の世代間移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して教育資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2013（平成25）年4月から実施されている（適用期限は2019年3月31日まで）。2017（平成29）年度税制改正では、領収書

等の提出方法について、書面に加えて電磁的記録によっても行うことができることが決定された。

## 2 結婚に対する取組支援

## （地方公共団体、商工会議所等による結婚支援の充実に向けた国の支援）

### 全国的な機運の醸成

地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者、及び結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する結婚支援者を対象に、結婚支援の更なる充実に向け、情報の共有や機運の醸成を図るため、「結婚応援に関する全国連携会議～一人でも多くの希望をかなえるために、新たな連携へ～」を開催した（2018（平成30）年1月）。同会議では、「変わりゆく日本人の結婚」と題して未婚化が進行した要因についての基調講演や、地方公共団体・企業・結婚支援センター等が連携して推進する結婚支援の取組施策の紹介、有識者・実践者による効果的な結婚支援を行うためのパネルディスカッション等を行った。

また、各地域における結婚応援の機運の醸成を図ることを目的に、各地方公共団体主催の様々なフォーラム等が開催され、2017（平成29）年度は18件の結婚応援のためのフォーラムやイベント等が開催された。（第2-1-11図）



結婚応援に関する全国連携会議の様子







### 平成29年度全国における「結婚応援フォーラム」開催状況一覧

- 7月30日(日) 徳島県(マリッサとくしま1st Anniversary 結婚応援フェスタ)
- 9月17日(日) 福島県(ふくしま結婚応援フォーラム)
- 10月 7日(土) 京都府(きょうと婚活応援センター開設2周年記念行事 婚活セカンドアニバーサリーフォーラム in KYOTO)
- 10月14日(土) 香川県(かがわ縁結び支援センター1周年記念講演会)
- 10月28日(土) 広島県(全国結婚支援セミナーinひろしま)
- 11月12日(日) 九州・山口9県(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄・山口)  
(LIFE DESIGNミッション ミライカレッジ九州・山口)
- 11月16日(木) 沖縄県(おきなわ出会い応援シンポジウム)
- 11月19日(日) 茨城県(いばらき結婚・子育てわくわくフェスタ)
- 11月25日(土) 富山県(とやまハッピーマリッジフェスタ)
- 1月21日(日) 佐賀県(Saga みらいデザイン Fiesta)
- 2月 2日(金) 愛知県(企業結婚応援フォーラム)
- 2月 8日(木) 群馬県(ぐんま婚サポフェア2018)
- 2月10日(土) 島根県・鳥取県(いい恋しろうさぎフォーラム)
- 2月10日(土) 岡山県(おかやま縁むすびフォーラム2018)
- 2月20日(火) 東京都(小池知事と語る東京フォーラム「結婚について知事と語ろう!」)
- 2月24日(土) 神奈川県(恋カナ!フェア2018)
- 2月26日(月) 熊本県(くまもと結婚応援フォーラム「結婚を希望する社員のために企業ができること」)
- 3月 3日(土) 鹿児島県(婚活セミナー&フォーラム)

合計18件

資料：内閣府資料

## 地域少子化対策重点推進交付金の活用

2013（平成25）年度補正予算で創設された「地域少子化対策強化交付金」（2015（平成27）年度補正予算より「地域少子化対策重点推進交付金」に名称変更）では、結婚支援センター等におけるマッチングシステムの構築・高度化や、結婚応援のためのフォーラムの開催など、地方公共団体が行う結婚支援の取組を支援している。

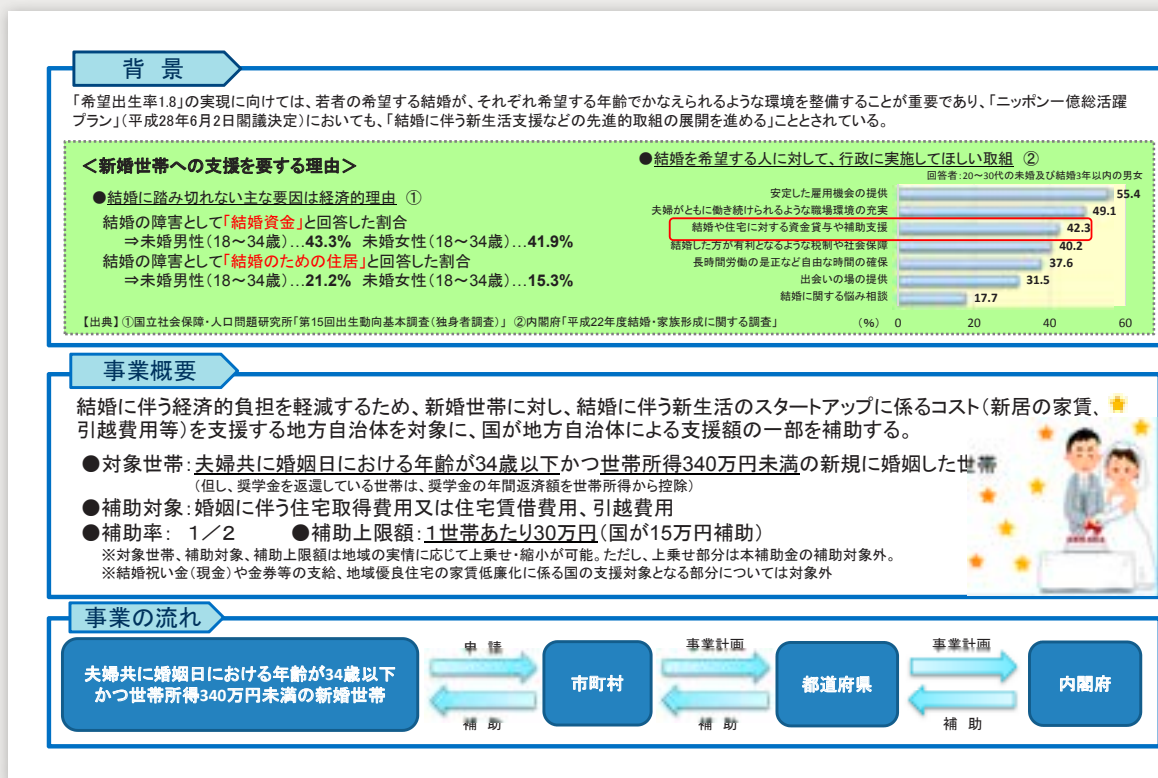
2017（平成29）年度においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年6月2日閣議決定）の推進のため、地域における総合的な結婚支援や、自治体間連携を伴う結婚に対する取組を支援した。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に資する多様

な交流の機会の提供など、地方公共団体と連携した企業・団体・学校等の自主的な参加による取組等を支援した。

## 結婚新生活支援事業費補助金の活用

2015（平成27）年度補正予算で創設された「結婚新生活支援事業費補助金」では、一定の所得以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体を支援している。（2017（平成29）年度は234自治体を支援。）なお、2017年度当初予算からは、「地域少子化対策重点推進交付金」のメニュー（結婚新生活支援事業）として措置されている。（第2-1-12図）

第2-1-12図 地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）



資料：内閣府資料